



幌延町広報誌

ほろのべの恋

2013年 4 月号
(平成25年) NO.582



▲3月14日 幌延中学校卒業生



▲3月15日 問寒別中学校卒業生

- 平成25年度 まちの予算
- 第1回幌延町議会(定例会)
- 各種補助制度をご活用ください

平成25年度 まちの予算



総額 **54億 6,039万9千円**

一般会計 **43億 5,300万0千円**

一般会計

歳入

| 区分 | 予算額 | 構成比(%) |
|---------------|--------------|--------|
| ① 町税 | 4億0,439万0千円 | 9.3 |
| ② 地方譲与税 | 8,650万0千円 | 2.0 |
| ③ 利子割交付金 | 80万0千円 | 0.0 |
| ④ 配当割交付金 | 10万0千円 | 0.0 |
| ⑤ 株式等譲渡所得割交付金 | 9万0千円 | 0.0 |
| ⑥ 地方消費税交付金 | 2,700万0千円 | 0.6 |
| ⑦ 自動車取得税交付金 | 1,400万0千円 | 0.3 |
| ⑧ 地方特例交付金 | 10万0千円 | 0.0 |
| ⑨ 地方交付税 | 24億0,000万0千円 | 55.1 |
| ⑩ 交通安全対策特別交付金 | 70万0千円 | 0.0 |
| ⑪ 分担金及び負担金 | 2,360万7千円 | 0.5 |
| ⑫ 使用料及び手数料 | 1億5,745万4千円 | 3.6 |
| ⑬ 国庫支出金 | 3億3,826万9千円 | 7.8 |
| ⑭ 道支出金 | 1億9,077万9千円 | 4.4 |
| ⑮ 財産収入 | 5,805万8千円 | 1.3 |
| ⑯ 寄附金 | 8千円 | 0.0 |
| ⑰ 繰入金 | 700万0千円 | 0.2 |
| ⑱ 繰越金 | 4,000万0千円 | 0.9 |
| ⑲ 諸収入 | 6,804万5千円 | 1.6 |
| ⑳ 町債 | 5億3,610万0千円 | 12.3 |
| 歳入合計 | 43億5,300万0千円 | 100.0 |

歳出

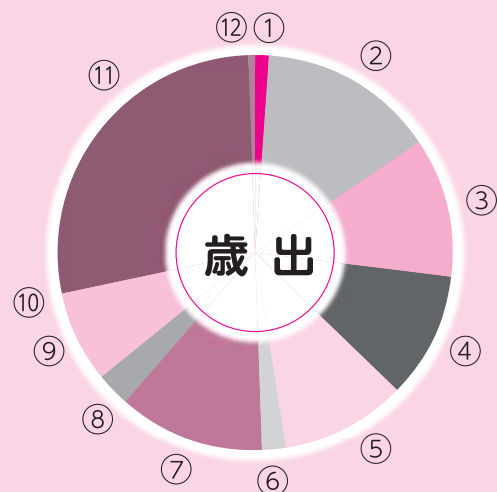
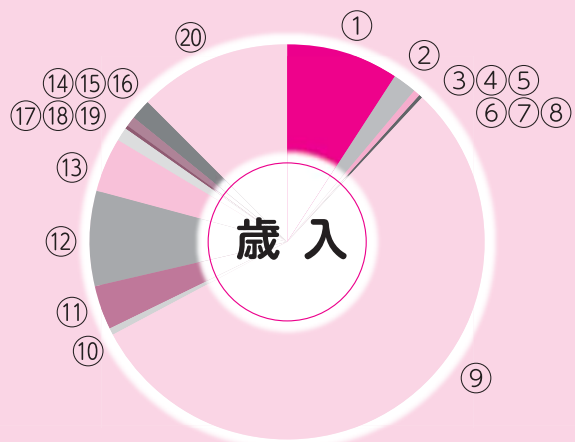
| 区分 | 予算額 | 構成比(%) |
|----------|--------------|--------|
| ① 議会費 | 5,748万4千円 | 1.3 |
| ② 総務費 | 6億2,343万5千円 | 14.3 |
| ③ 民生費 | 4億9,368万9千円 | 11.3 |
| ④ 衛生費 | 4億5,560万7千円 | 10.5 |
| ⑤ 農林水産業費 | 4億4,040万0千円 | 10.1 |
| ⑥ 商工費 | 8,744万1千円 | 2.0 |
| ⑦ 土木費 | 5億2,377万9千円 | 12.0 |
| ⑧ 消防費 | 1億1,492万1千円 | 2.6 |
| ⑨ 教育費 | 3億3,025万6千円 | 7.6 |
| ⑩ 災害復旧費 | 426万4千円 | 0.1 |
| ⑪ 公債費 | 12億0,672万4千円 | 27.7 |
| ⑫ 予備費 | 1,500万0千円 | 0.3 |
| 歳出合計 | 43億5,300万0千円 | 100.0 |

※各区分の構成比は、小数点第1位未満四捨五入のため合計と一致しないことがある。

平成25年度の幌延町の予算総額はおよそ54億6千万円です。厳しい財政状況の中、財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めながら、「さらに元気の幌延町づくり」のため、基幹産業である酪農業の振興、まちづくりの基本方針に沿った選択と集中による予算配分としております。

本年度は、認定こども園建設事業や農業体質強化基盤整備促進事業、各学校トイレ衛生設備改修事業などの新規建設事業や、各学校などの公共施設の長寿命化を図る計画策定などに取り組むほか、住民の方の安心と安全を守るため、高齢者や中学生以下の任意予防接種の無償化や心身障害者等の通院交通費の助成、プレミアム商品券発行の拡充、LED照明購入助成など、住民生活へのきめ細やかな施策を進めてまいります。

なお、詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみの掲載とさせていただきます。



一般会計

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 職員研修(まちづくり)事業 | 1,764千円 |
| おもしろ科学館開催経費 | 2,617千円 |
| エネルギー関連施設見学会開催経費 | 6,478千円 |
| 家庭用LED照明等購入補助 | 10,000千円 |
| 住宅用太陽光発電システム設置補助 | 1,500千円 |
| 役場庁舎トイレ温水洗浄便座 | 801千円 |
| 景観整備事業(公共施設解体) | 7,623千円 |
| 生活交通路線等維持費補助金 | 5,004千円 |
| まちづくり事業(まちづくり事業補助金) | 5,000千円 |
| 第5次総合計画後期基本計画策定経費 | 591千円 |
| 参議院議員選挙費 | 2,694千円 |
| 北星園民営化支援事業 | 13,759千円 |
| 冬の生活支援事業 | 1,800千円 |
| 長寿祝い金支給事業 | 620千円 |
| 緊急通報システム管理・設置等経費 | 980千円 |
| 高齢者除雪・給食サービス事業 | 3,657千円 |
| 居宅介護支援事業所運営費補助金 | 1,924千円 |
| ホームヘルプサービス支援事業 | 6,531千円 |
| 老人クラブ関連補助金 | 576千円 |
| 障害者介護給付・訓練等給付費 | 36,911千円 |
| 重度心身障害者医療給付費 | 5,433千円 |
| 心身障害者等通院交通費助成事業 | 1,216千円 |
| 子ども子育て支援事業計画策定 | 1,329千円 |
| 放課後児童クラブ運営事業 | 3,817千円 |
| 子育て支援事業 (子育て家庭の交流、相談、講習等) | 662千円 |
| 児童手当支給事業 | 46,232千円 |
| ひとり親家庭等医療給付費 | 426千円 |
| 子ども医療給付費(中学生以下無償化) | 7,566千円 |
| 認定こども園建設事業(実施設計等) | 120,152千円 |
| 老人福祉センター(憩いの湯)経費 | 17,730千円 |
| 予防接種経費(中学生以下・65歳以上無償化) | 6,325千円 |
| 妊娠健康診査助成事業 | 2,250千円 |
| 各種検診経費(特定健診、がん・骨粗鬆症・ エキノコックス検診) | 4,888千円 |
| 脳ドック経費 | 500千円 |
| 旧町立病院PCB廃棄物処理事業 | 8,114千円 |
| 農業振興対策管理費(農業関係利子補給費) | 3,131千円 |
| 中山間地域等直接支払事業 | 74,428千円 |
| 担い手対策事業 | 500千円 |
| 幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業 | 16,661千円 |
| 幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業 | 5,000千円 |
| 乳牛検定組合補助事業 | 2,500千円 |
| 生乳成分検査事業 | 1,421千円 |
| 農業体質強化基盤整備促進事業 | 93,706千円 |
| 農業施設補修事業 | 2,000千円 |
| 幌延地区道営畑地帯総合整備事業 | 10,166千円 |
| 問寒別地区道営畑地帯総合整備事業 | 32,286千円 |
| 問寒別地区農業用水道調査事業 | 9,715千円 |
| 農業用水道施設改修事業 | 4,121千円 |
| 上幌延地区営農用水道改修事業 | 8,000千円 |
| 有害鳥獣駆除関連経費 | 7,413千円 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 民有林造林促進事業 | 551千円 |
| 未来につなぐ森づくり推進事業 | 5,199千円 |
| 町有林整備事業 | 13,502千円 |
| 商工会育成事業 | 9,727千円 |
| 商工会地域振興事業(プレミアム商品券発行) | 5,300千円 |
| 中小企業融資事業 | 20,000千円 |
| 商工業経営安定対策事業 | 600千円 |
| 幌延町トナカイ観光牧場管理委託事業 | 16,610千円 |
| イベント運営事業(名林公園・トナカイフェスタ) | 5,644千円 |
| 観光協会育成事業 | 648千円 |
| 幌延・豊富広域観光促進事業 | 3,000千円 |
| 町道維持経費 | 24,882千円 |
| 町道除雪経費 | 89,391千円 |
| 除雪トラック購入費用 | 29,568千円 |
| スノーポール設置事業 | 5,292千円 |
| 町道幌延下沼線道路改良事業 | 31,540千円 |
| 町道北1丁目線道路改良事業 | 43,209千円 |
| 町道2条伸通線道路改良事業 | 73,111千円 |
| 町道問寒20号線道路改良事業 | 2,003千円 |
| 町道問寒9号線道路改良事業 | 1,783千円 |
| 町道問寒18号線道路排水補修事業 | 8,841千円 |
| 長寿命化橋梁補修事業 | 37,002千円 |
| 山村広場遊具補修等 | 1,254千円 |
| 公営住宅問寒別団地補修事業 | 11,235千円 |
| 北留萌消防組合負担金 | 112,544千円 |
| 幌延町防災対策事業 (木造住宅耐震バリアフリー改修補助) | 1,653千円 |
| 情報教育研究推進事業(遠隔授業等) | 3,957千円 |
| 各小中学校トイレ衛生設備改修事業 | 1,848千円 |
| 特別支援教育支援員配置事業 | 2,702千円 |
| 外国語指導助手派遣事業 | 149千円 |
| 子どもの心サポート相談員配置事業 | 430千円 |
| 各小中学校保全計画策定事業 | 17,015千円 |
| 幌延小学校給食運搬用昇降機改修費 | 1,127千円 |
| 第6次社会教育中期計画策定経費 | 262千円 |
| 問寒別生涯学習センター建設事業(基本設計) | 5,642千円 |
| 書の研修事業 | 1,745千円 |
| 舞台芸術鑑賞事業 | 1,143千円 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 949千円 |
| 総合スポーツ公園改修事業 | 7,833千円 |
| 総合体育館非構造部材強度確認事業 | 2,923千円 |
| 公共土木施設災害復旧事業(町道上幌1号線) | 4,264千円 |

(平成24年度から平成25年度への繰越事業)

| | |
|---------------------|----------|
| 幌延東部地区畜産担い手育成総合整備事業 | 16,661千円 |
| 農業体質強化基盤整備促進事業 | 21,000千円 |
| 幌延地区道営畑地帯総合整備事業 | 34,000千円 |
| 問寒別地区道営畑地帯総合整備事業 | 5,500千円 |
| 各小中学校トイレ衛生設備改修事業 | 84,582千円 |

特別会計

| | |
|---------------------------|----------|
| 下水道事業特別会計 個別排水処理施設整備事業 | 18,551千円 |
|---------------------------|----------|

■平成25年度 幌延町各会計予算

| 会計名 | 区分 | 予算額(千円) | 区分 | 予算額(千円) |
|---------|----|--------------|----|--------------|
| 一般会計 | 歳入 | 43億5,300万0千円 | 歳出 | 43億5,300万0千円 |
| 特別会計 | 歳入 | 11億0,739万9千円 | 歳出 | 11億0,739万9千円 |
| 診療所 | 歳入 | 3億0,890万0千円 | 歳出 | 3億0,890万0千円 |
| 国民健康保険 | 歳入 | 2億8,156万7千円 | 歳出 | 2億8,156万7千円 |
| 後期高齢者医療 | 歳入 | 4,595万1千円 | 歳出 | 4,595万1千円 |
| 介護保険 | 歳入 | 2億5,299万6千円 | 歳出 | 2億5,299万6千円 |
| 簡易水道事業 | 歳入 | 7,002万9千円 | 歳出 | 7,002万9千円 |
| 下水道事業 | 歳入 | 1億4,795万6千円 | 歳出 | 1億4,795万6千円 |
| 合計 | 歳入 | 54億6,039万9千円 | 歳出 | 54億6,039万9千円 |

平成25年度

幌延町における 電源三法交付金の使い道

① 電源立地地域対策交付金 1億6,872万6千円

- 町立診療所運営費……10,000万0千円
- 町保健センター運営費……1,000万0千円
- 町立保育所運営費……2,000万0千円
- 北留萌消防組合幌延支署運営費……3,872万6千円

※電源立地地域対策交付金を町立診療所運営経費等に充当することにより、一般財源の負担軽減を図り、その分の一般財源で町のいろいろな事業を行っています。

② 広報・調査等交付金 809万4千円

- エネルギー関連施設見学会等……647万8千円
- 資料収集業務……149万5千円
- 深地層の研究等広報事業……12万1千円

幌延町国民健康保険に加入されている皆様へ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用されております国民健康保険被保険者証は平成25年4月30日までが有効期限となっております。

つきましては、下記日程により更新手続きを実施いたします。

●日程

4月15日(月)～26日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方
【役場町民課生活環境グループ窓口】
問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方
【問寒別出張所】

●持参するもの

・現在使用中の国民健康保険被保険者証
(既加入者)
・印鑑
・就学のために幌延から住所を移している方については、**在学証明書又は合格通知書など。**

詳しくは、町民課生活環境グループ(Tel.5-1115、内線154、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。

第1回 幌延町議会 (定例会)

第1回幌延町議会(定例会)は3月11日に開会され、報告2件、承認1件、同意1件、議案29件、発議などを原案どおり可決し、3月13日に閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▽報告第1号 専決処分の報告について

町公用車による交通事故の損害賠償額の決定について、専決処分したので報告しました。

▽承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度幌延町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について、承認

されました。補正は、減債基金1,313万円減額と除雪業務委託料1,409万5千円の増額です。

▽同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意されました。
○固定資産評価審査委員会委員
大平昌司氏(字下沼)
昭和28年7月31日生

任期

自 平成25年3月18日
至 平成28年3月17日

▽議案第1号

幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更に
ついて

計画の中に、トナカイ観光牧場管理委託事業、町営牧場管理事業、北星園民営化支援事業、医師確保対策経費、各小中学校トイレ衛生設備改修事業の5事業を追加しました。

▽議案第2号

辺地に係る公共施設の
総合整備事業計画の
変更について

町道中間寒8号線道路改良事業の精査と、新たに町道問寒9号線道路改良事業、町道問寒20号線道路改良事業、問寒別小中学校屋内体育館トイレ改修事業、問寒別地区道管畑地帯総合整備事業、個別排水処理施設整備事業の5事業を追加しました。

平成24年度補正予算(3月定例会)

| 会 計 | 補 正 前 | 補 正 額 | 補 正 後 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 一般会計(専決処分) | 45億 104万2千円 | 96万5千円 | 45億 200万7千円 |
| 一般会計 | 45億 200万7千円 | 1億6,430万7千円 | 46億6,631万4千円 |
| 町立診療所特別会計 | 2億9,897万6千円 | ▲545万5千円 | 2億9,352万1千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 4,267万5千円 | ▲265万4千円 | 4,002万1千円 |
| 介護保険特別会計 | 2億3,561万1千円 | 37万8千円 | 2億3,598万9千円 |
| 保険事業勘定 | 1,835万1千円 | 0千円 | 1,835万1千円 |
| サービス事業勘定 | 1,835万1千円 | 0千円 | 1,835万1千円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 6,528万8千円 | ▲41万2千円 | 6,487万6千円 |
| 下水道事業特別会計 | 1億1,985万7千円 | ▲192万3千円 | 1億1,793万4千円 |

▽議案第3号

平成24年度幌延町一般会計補正予算(第6号)

補正は、年度末に伴う予算の精査が主なものです。その他、北海道市町村備荒資金組合負担金1億6,000万円増、減債基金6,060万円減、

ふるさと創生基金395万円増、診療所特別会計繰出金762万2千円減、畜産担い手育成総合整備事業委託料1,666万1千円増、幌延地区道管畑地帯総合整備事業負担金200万円増、問寒別地区道管畑地帯総合整備事業負担金550万円新規計上、町道北2丁目線改良事業624万7千円減、各小中学校トイレ衛生設備改修事業費8,458万2千円新規計上、教員住宅修繕料140万円増、中学校燃料費及び光熱水費115万4千円増などです。

▽議案第4号

平成24年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第2号)

補正は、年度末の予算精査によるもので、光熱水費105万6千円減などです。

▽議案第5号

平成24年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正

予算(第1号)

補正は、後期高齢者医療広域連合会納付金25万8千円減などです。

▽議案第6号

平成24年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)

補正は、事務処理システム改修委託料37万8千円新規計上です。

▽議案第7号

平成24年度幌延町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

補正は、支障水道管移設工事請負費38万8千円減などです。

▽議案第8号

平成24年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

補正は、下水道管移設



工事請負費168万円減などです。

▽議案第9号

幌延町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の設定について

町総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止の場合、議会の議決を経ることとしました。

▽議案第10号

幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の設定について

診療所に勤務する看護師等の夜間看護等手当について、改正しました。

▽議案第11号

幌延町障害程度区分認定審査会の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題されたことに伴う、文言の改正などをおこないました。

▽議案第12号

幌延町新規就農支援に関する条例の設定について

幌延町内で新たに酪農を営もうとする方への、農用地取得のために借入れた農業関係制度資金への補助等について定めました。

▽議案第13号

幌延町暴力団排除条例の設定について

町から暴力団を排除するための基本理念、町、町民、事業者の責務、暴力団排除に関する基本的施策の事項等を定めました。

▽議案第14号

幌延町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、幌延町の対策本部に関する必要事項を定めました。

▽議案第15号

幌延町指定地域密着型

サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護などの地域密着型サービスをを行う事業の申請者資格、人員、設備、運営などに関する基準について定めました。

▽議案第16号

幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護など

▽議案第17号

幌延町営住宅条例等の一部を改正する条例の設定について

の地域密着型介護予防サービスの事業の申請者資格、人員、設備、運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法などに関する基準を定めました。

条例の中に、良好な住



環境の確保や敷地の安全性などを定めた、「町営住宅等の整備」の章を追加しました。また、入居に際しての暴力団排除について定めました。

▼議案第18号
幌延町道路の構造の技術的基準等を定める条例の設定について
幌延町が管理する町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定めました。

▼議案第19号
幌延町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の設定について
歩道の幅員や勾配、歩道等と車道等の分離、高さなどを定めました。その他、自動車駐車場や案内標識、照明施設などについて定めました。

▼議案第20号
幌延町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
河川管理施設又は堤防など主要な工作物の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準について定めました。

▼議案第21号
幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の設定について
技術上の管理業務を行わなければならない水道の布設工事の基準と施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格基準、水道技術管理者に必要な資格基準を定めました。

▼議案第22号
幌延町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の設定について
町が設置する公共下水道の構造、維持管理の技術上の基準について定め

▼議案第23号～29号
平成25年度幌延町一般会計予算

平成25年度幌延町立診療所特別会計予算
平成25年度幌延町国民健康保険特別会計予算
平成25年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
平成25年度幌延町介護保険特別会計予算
平成25年度幌延町簡易水道事業特別会計予算
平成25年度幌延町下水道事業特別会計予算

詳細については、2ページからの「平成25年度まちの予算」を参照ください。

▼発議第1号
幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について
規則の中に、公聴会及び参考人の項目を追加しました。

▼発議第2号
幌延町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について
委員の選任について、常任委員及び議会運営委員の任期や、特別委員の

西澤 裕之議員
・ 深地層研究センターの関連研究について
・ 子育て支援について

任期について追加しました。

▼意見案第1号
平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について
▼意見案第2号
自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書の提出について
▼意見案第3号
TPP交渉参加断固阻止に関する意見書の提出について

一般質問

鷺見 悟議員

・ 深地層研究センターについて
・ 3・11東日本大震災から2年目を迎えて

・ 電源立地地域対策交付金について
・ 幌延深地層研究センター掘削中断等について
・ 教育行政執行方針について

斎賀 弘孝議員

・ 町長の選挙公約について
・ 自主防災組織の結成状況等について

・ 幌延深地層研究センターの地下施設調査坑道における湧水量の増加等について

行政報告

教育行政報告

・ 学校教育及び社会教育の概要について

平成25年度

各種補助制度をご活用ください

木造住宅耐震診断、耐震改修、バリアフリー改修補助制度

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と耐震診断の結果補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けていますが、本制度の利用拡大を図るため、平成25年4月1日より、耐震改修工事と併せて行う「バリアフリー改修工事」に対しても補助を行うこととしました。

●対象となる住宅

耐震診断 町内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築又は着工されたもの。

耐震改修 耐震診断の結果、倒壊の可能性が高い（総合評点1.0未満）と判定された木造住宅

バリアフリー改修 耐震改修工事と、同時に実施されるバリアフリー改修工事

●補助金を受けることのできる方

耐震診断 補助対象住宅を所有する者、補助対象住宅を賃借りする者であって当該住宅に居住する者

耐震改修、バリアフリー改修 補助対象住宅を所有する者

●補助金額

耐震診断 耐震診断に要した費用の額の2分の1以内、10万円を限度

耐震改修 耐震改修に要した費用の額の2分の1以内、100万円を限度

バリアフリー改修 バリアフリー改修工事に要した費用の額の2分の1以内、50万円を限度

※上記いずれの補助金額も、高齢者及び障がい者世帯は3分の2以内

●補助申請

補助金を希望される方は、役場総務課で補助金の交付要件等を確認の上、耐震診断を実施する前に補助金の交付申請書を提出して下さい。

申請先 総務課総務グループ 電話5-1111(内線132) 告知端末機5-8811

家庭用LED照明購入費補助制度

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により電力使用量の削減及び温室効果の排出抑制を目的として、平成25年度、26年度の2か年で一般家庭に設置するLED照明の購入費用の一部を補助します。

●補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

●補助対象

平成25年4月1日から平成26年3月25日までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

●補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので500円単位になります。

●補助申請

補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。

【申請期間】 平成25年4月22日から平成26年3月25日まで

【申請先】 総務課企画振興グループ又は問寒別出張所

詳しくは、4月中旬に「補助制度のお知らせ」と「補助金申請書」を兼ねた回覧文書を全戸配布しますのでご覧ください。（町ホームページにも掲載します。）

お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話 5-1111 (内線222、223、224) 告知端末機 5-8812

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度、26年度の2か年で住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助します。

●補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する方
- ・国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込受理決定通知書を受領している方
- ・自ら居住している、又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に新たに太陽光発電システムをこれから設置する者。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
- ・3月15日までに『事業完了報告書』を提出できる方（国から「補助金交付決定額通知書」を受領していること。）
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

●補助対象 平成25年度の国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込受理決定通知書を受けた太陽光発電システムの設置費。

●補助金額 太陽光電池出力1kWあたり125,000円とし、500,000円が上限です。

●補助申請 補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ総務課企画振興グループにお問い合わせの上、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期間】 国の補助金の募集開始日（4月17日予定）から11月29日まで

【申請先】 総務課企画振興グループ

※補助制度の詳細と「補助金申請書類」は町ホームページに掲載しますのでご覧ください。

お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話 5-1111（内線222、223、224）告知端末機 5-8812

平成25年度の国の住宅用太陽光発電導入支援補助制度の概要

| 1kWあたりの補助対象経費 | 1kWあたりの補助金単価 |
|---------------|--------------|
| 410,000円以下 | 20,000円 |
| 500,000円以下 | 15,000円 |

詳しくは、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)にお問い合わせ下さい。

太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)

電話 043-239-6200

(電話受付時間 平日9:20~17:20)

URL: <http://www.j-pec.or.jp>

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生資金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、22件の事業が行われています。（平成3年～平成24年）

●補助事業者 幌延町

●補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者（一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

●補助対象事業

| 事業名 | 事業内容 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------------|--|-----|--|
| ①産業・経済福祉振興事業 | 地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業 | 2/3 | ア. 調査研究事業 150万円（一括交付） イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万（年200万） |
| ②地域活動事業 | 本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動 | 2/3 | 150万円 |
| ③生活環境整備事業 | うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業 | 2/3 | 150万円 |
| ④人材養成事業 | 地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 | | 20万円～40万円 |
| ⑤イベント等創造事業 | 本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業 | 2/3 | 150万円 |
| ⑥町内会館整備事業 | 地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業 | 2/3 | 800万円 |

お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話5-1111（内線222・223）告知端末機 5-8812

心身障がい者(児)等通院(所)交通費助成制度

町では、平成25年度から、幌延町に住所を有し在宅で生活している次の各項目のいずれかに該当する心身障がい者(児)等が、該当項目の治療、検査、訓練、観察のため、幌延町内を除く北海道内の専門医療機関及び通所施設への通院(所)に要する交通費の一部を助成することといたしました。

ただし、生活保護受給者及び幌延町町税等に滞納がある方は除きます。

●助成対象者

- (1)人工透析療法受診者
- (2)自立支援医療(精神通院)受診者
- (3)特定疾患及び小児慢性特定疾患による医療受診者
- (4)障がい児通所サービス利用者
- (5)療養手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と町長が判断した者

※その他、上記対象者が18歳未満の児童又は交付を受けている手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別が第1種である者の介添者(1名)

●助成の額

助成対象者の最寄駅から通院等をする町外医療機関等所在地の主要駅までの往復交通費を、最も経済的な通常の経路により算出した額(他制度における割引又は助成金等を受ける事ができる場合は、割引及び助成の適用となるべき額を控除後)の2分の1に相当する額。

ただし、1人につき1回あたり5,000円(小学校修了前の児童は2,500円)を限度とします。

申請先及び問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話 5-1115 (内線160) 告知端末機 5-8815

平成25年4月から

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

平成25年4月に施行となる障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

- 対象者** 対象疾患により障がいのある方
- 相談窓口** 対象疾患に罹患している方は、お住まいの市町村の障がい福祉の担当窓口(幌延町は町民課保健福祉グループ)にご相談ください。
- 手続き** お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口へ支給を申請します。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。
- お問い合わせ先**

町民課保健福祉グループ 電話5-1115 (内線160) 告知端末機5-8815

『春の火災予防運動』

1.実施期間 平成25年4月20日(土)～平成25年4月30日(火)

2.統一標語 「消すまでは 出ない行かない 離れない」



◎乾燥や強風など火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり町民皆様で火災予防をより一層心掛けましょう。
また、高齢者を中心とする逃げ遅れによる死傷者事故を防止するため住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

北留萌消防組合消防署幌延支署



まちの

話題



3月6日 水曜日



幌延地圏環境研究所 「研究事業報告会」



幌延地圏環境研究所の研究事業報告会が、午後6時30分から国際交流施設多目的ホールで開催されました。

幌延の地下環境を研究している幌延地圏環境研究所では、堆積岩、地下微生物、地下水を研究しており、これまでの成果や、今後研究を進めていく内容などが報告されました。

特別講演では、人間性脳科学研究所長の澤口俊之氏による「子どもの脳をいかに育むか」と題した講演が行われ、8歳までに脳の成長がほとんど終わることや、子どもの人間性脳（HQ）をどう育てるかなどのお話に会場は沸いていました。



町内小中学校で卒業式



町内3つの学校で卒業式が挙行され、幌延中学校12名、問寒別中学校2名、問寒別小学校1名、幌延小学校15名が学び舎を巣立ちました。



問寒別小中学校



卒業式



幌延中学校

3月14日(木) 幌延中学校
3月15日(金) 問寒別小中学校
3月20日(木) 幌延小学校

幌延小学校



北海道からの 暴風雪等に係る 被害防止のお知らせ

暴風雪などによる被害防止について

- ◎気象情報に注意して、暴風雪が予想される時は、外出を避けましょう。
- ◎止むを得ず車で外出するときは、
 - ・車が立ち往生する可能性もあるので、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出かけましょう。また、万一に備えて、飲料水や非常食も用意しておくとう安心です。
 - ・地吹雪などにより、運転をしながら危険を感じたら、無理をせず道の駅やガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどで天気の回復を待ちましょう。
 - ・避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まって、排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒をおこすおそれがありますので、定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車の中で救助に備えてください。

融雪期における被害防止について

- ◎今年は積雪が多く、気温が高くなるこれからは、次のことに注意が必要です。
 - ・軒下を歩く際には、屋根からの落雪に注意しましょう。
 - ・河川が急に増水する場合があります。河川には近づかないようにしましょう。
 - ・なだれに注意しましょう。

北海道総務部危機対策局

インフォメーション

国税専門官募集

□受験資格

- (1) 昭和58年4月2日から平成4年4月1日生まれの者
- (2) 平成4年4月2日以降生まれで、大学を卒業又は平成26年3月までに卒業見込みの者及び同等の資格があると人事院が認める者

□申込方法

- (1) インターネット
人事院ホームページ上の申込み専用アドレスから申込みをご利用ください。

(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

□受験申込受付期間

- (1) インターネット
平成25年4月1日(月)
～4月11日(木)(受信有効)

□第1次試験

- (1) 試験日 平成25年6月9日(日)
- (2) 試験種目 基礎能力試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式及び記述式)

□試験地 札幌市

□受験申込先 札幌国税局

詳細についての照会は、

札幌国税局 人事第2課

人事専門官(採用担当)

電話 011-231-5011 内線 2315

事業主の皆さまへ ～「日本再生人材育成支援事業」 が新たに創設されました～

◇制度概要

健康、環境、農林漁業分野において、雇用する労働者(非正規雇用労働者を含む)に対して、一定の職業訓練を実施した場合に、その種類に応じて賃金や経費に係る助成を行います。

◇制度内容の確認

お手数でも、まずは、厚生労働省ホームページのパンフレットよりご確認ください。(下記のアドレス参照)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/

※対象分野や手続き方法等の詳細については、北海道労働局又は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

北海道労働局

電話 011-709-2311

ハローワーク稚内

電話 0162-34-1120

平成25年度 心身障害者一般巡回相談のお知らせ

平成25年度の一般巡回相談実施計画が作成されましたので、近隣（上川・留萌・宗谷管内）の開催地及び日程をお知らせします。

稚内市：6月5日(水)、11月20日(水)

羽幌町：6月4日(火)

留萌市：11月19日(火)

名寄市：7月2日(火)

**旭川市：5月14日(火)～15日(水)、7月23日(火)～24日(水)、
9月10日(火)～11日(水)、12月10日(火)～11日(水)、
2月25日(火)～26日(水)**

※会場及び時間については未定です。

◇詳しくは、**北海道立心身障害者総合相談所**
(電話011-613-5401)へお問い合わせください。

二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

寒雀群れる大樹の深眠り

今朝も又詠めよとばかり寒雀

ふくら雀さながらなりし納屋の山羊

巡りくる日の果てなくて寒雀

寒雀いつもおんなじ枝に来て

ふくら雀膨れてこの世倅せか

横山 貞雄

藤岡 芙美

富樫とも子

熊谷千恵子

佐藤 光朗

田中 徹男

気象台一口メモ

さくらの開花



冷たかった風に少しずつ暖かさが感じられるようになり、春の到来を実感できる頃になると、春を代表する季節現象である「さくらの開花」が話題にのぼります。

さくらは、夏頃に翌春咲く花のもととなる花芽（かが）を形成し休眠に入ります。花芽は冬の低温に一定期間さらされたあとに休眠から覚めます（休眠打破）。花芽は休眠打破のあと気温の上昇とともに生長し開花します。

気象台では、生物季節観測のひとつとして、さくらの開花・満開日を観測しています。開花日とは標本木の花が5～6輪以上咲いた最初の日のことをいい、満開日とは標本木の花が80%以上咲いた最初の日のことをいいます。

本州などで一般的な品種であるソメイヨシノは稚内では育ちにくいので、稚内地方気象台では稚内公園内のエゾヤマザクラを標本木として観測しています。

一般に桜前線が北へ進む速度は、1日に20km～30km（時速1km前後）と言われています。桜前線は平年ですと、4月下旬には青森付近に到達し、津軽海峡を1週間ほどかけて越え、5月上旬には北海道に上陸し、稚内や釧路でゴールを迎えます。

稚内の平年値（30年間の平均）を見ると、開花が5月14日、満開は3日後の5月17日となっていますが、その年によって遅れや進みがあって、これまでで最も早い開花の記録は4月29日（平成14（2002）年）、最も遅い開花の記録は5月22日（平成22（2010）年）と、およそ1か月もの開きがあります。また、開花から満開までの日数は早い年で2日後、遅い年では10日もかかっています。

気象庁では昭和30年から、毎年、さくらの開花予想を行ってきましたが、民間気象会社が同じような開花予想を行っていることから、平成21年を最後に行わないこととしました。過去に気象庁で用いてきたさくらの開花予想方法を気象庁のホームページ

(<http://www.data.jma.go.jp/sakura/data/cb/sakura.html>)で公開していますので、ご自分の町のサクラの開花日や満開日を予想してみるのも楽しいのではないのでしょうか。

※稚内地方気象台ホームページアドレス
<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>
※問い合わせ先
稚内地方気象台防災業務課（電話:0162-23-2679）



ねんきん通信

資格取得・喪失・住所変更等の関係届を忘れずに!

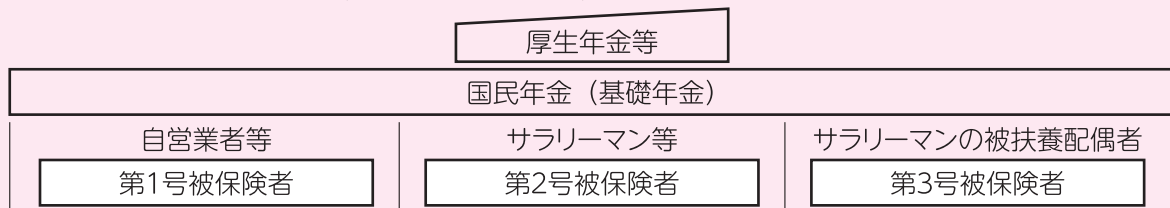
入学、就職、転勤などに伴い国民年金の届出が必要になる場合があります。年金記録をつなぐためにも、忘れずに届出を行いましょ!

～3種類の国民年金の種別～

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は図のように3種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金等に加入しているサラリーマン等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。



※公務員等は厚生年金ではなく、共済組合に加入します。

～国民年金の主な届出～

20歳になったとき

20歳になって厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょ!

20歳の誕生月初めに、国民年金第1号及び第3号被保険者に該当すると思われる方にはねんきん事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒でねんきん事務所へご提出願います（役場担当窓口でも受け付けております）。

また、学生の方、未就労などのために保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免除・納付猶予制度をご活用ください。

就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きを行うと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金などの被用者年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

退職したとき

在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届出及び保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

結婚したとき

婚姻により、厚生年金保険等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

引越したとき

第1号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

第3号被保険者にご注意を!

第3号被保険者が60歳未満で、『配偶者の退職』『本人のパート等収入の130万円以上への増加』『離婚』などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。

必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

詳しくは、**市内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160、告知端末機5-8815)**にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 4月 (April)

注:保セ=保健センター

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| 1月 | | 16火 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) |
| 2火 | | 17水 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) 乳がん検診 8:50～、12:50～ (保セ) |
| 3水 | | 18木 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) |
| 4木 | 中央保育所入所式 福寿会健康相談 10:00～ (老人福祉センター) | 19金 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) |
| 5金 | 問寒別へき地保育所入所式 | 20土 | 春の火災予防運動 ～4月30日まで |
| 6土 | 幌延小学校・問寒別小中学校・幌延中学校入学式 | 21日 | |
| 7日 | | 22月 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) リトミック教室 10:30～ (保セ) |
| 8月 | 運動習慣定着化事業(健美操)14:00～ (保セ) | 23火 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) 子宮がん検診 9:00～、13:00～ (保セ) |
| 9火 | 運動習慣定着化事業(健美操)10:00～ (問生セ) 心象館作品展示替 ～11日まで | 24水 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) |
| 10水 | すくすく健診 10:00～、13:00～ (保セ) | 25木 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) おひさま子育て会 10:30～ (問町民会館) |
| 11木 | はつらつ教室OB会 13:30～ (保セ) | 26金 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) |
| 12金 | 【町立診療所】問寒別出張診療日 北斗地区健康集会 10:30～ (北斗集会所) | 27土 | |
| 13土 | | 28日 | |
| 14日 | | 29月 | 昭和の日 |
| 15月 | 国民健康保険被保険者証更新 (役場、問出張所) | 30火 | 運動習慣定着化事業(健美操)10:00～ (問生セ) 14:00～ (保セ) |

告知端末機「知らせますケン」 の視聴についてのお願い!

告知端末機「知らせますケン」では、通常の行政情報だけではなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせを放送することがあります。

電源は必ず入れて、1日1回は必ず視聴するようお願いいたします。

★お悔やみ申し上げます
泉 太郎さん(94歳)1北2
伊藤 はなさん(90歳)中間寒

☆お誕生おめでとう
山名 謙介くん(父裕勝)宮園町

戸籍の窓

2月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
伊藤 俊一さん(母)中間寒

ご寄付ありがとうございます

2月



景百延幌

撮影者 / 鎌田米二郎さん



風車とオレンジ色の太陽(夕陽)

エゾシカ



※先月号の幌延百景で鳥の名前を「オジロワシ」と紹介しましたが、正しくは、「オオワシ」でした。お詫びして訂正します。



春を待つ間寒別川支流

窓の裏のほろ

■今月号の表紙でも取り上げましたが、3月は町内の小中学校で卒業式がありました。

■どの学校でも感動的な式が挙行されていました。特に中学校の卒業生にとっては、大きな節目となる式典でした。

■保育所や小学校の時から一緒に学び、遊んできた仲間が、それぞれの進路に向かって別れなければならぬ、巣立ちの時です。

■親元を離れ、遠くの高校へ進学する人もいます。家から通っていても、それぞれ違う高校に分かれていきます。

■この先、更なる進学や就職により、もっと道は分かれていくでしょう。

それでも、巣立っていく皆さんはいつでも幌延の子どもです。心の中に故郷ほろのべと、そこで見守ってくれているお父さんやお母さんの思いを刻み、新しい道を歩みだして欲しいと思います。

■役場も人事異動などで、4月1日から新たな気持ちで平成25年度がスタートします。

■広報の担当も変わりますが、これからも町民の皆さんにいろいろな情報提供を行い、協働のまちづくりの一助となるよう頑張つてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●

総務課企画振興グループ ☎5-1111 【内線】222・223

| | | | | |
|--|---------------|-----|-------|------|
| | (平成25年2月末日現在) | 男 | 1,335 | (-4) |
| | ※()内は前月比 | 女 | 1,288 | (-4) |
| | | 計 | 2,623 | (-8) |
| | | 世帯数 | 1,291 | (-4) |



わが家のエンジェル



佐々木モナちゃん
 (平成24年7月19日生・2歳1)
 お父さん 真央さん
 お母さん ゆかりさん
 寝返りでコロコロするのが大好きなモナちゃん。家中を動き回っています。得意技はブリッジです。



加藤琉世くん
 (平成24年7月20日生・間寒別)
 お父さん 敬弘さん
 お母さん 夕紀子さん
 ずりはいが得意な琉世くん。興味があるものを見つけると、目標に向かって一直線に進みます。



荒朔斗くん
 (平成24年7月26日生・間寒別)
 お父さん 正一さん
 お母さん 容子さん
 お座りをするのが大好きという朔斗くん。まわりの物に興味津々で、キラキラした瞳が印象的です。



この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。

平成25年4月 発行 / 天塩郡幌延町
 企画・編集 / 総務課企画振興グループ ☎1111(223)
 幌延町ホームページアドレス / <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>
 メールアドレス / webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp

印刷 / 株式会社須田製版